

リハビリ訪問看護ステーションこかげ運営規定

第1条 事業の目的

この運営規定は、株式会社こかげが開設する、リハビリ訪問看護ステーションこかげ（以下「事業所」という。）が行う指定訪問看護事業[指定介護予防訪問看護]事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理者運営に関する事項を定め、要支援状態にある高齢者に対し、適切な指定訪問看護[指定介護予防訪問看護]のサービスを提供することを目的とする。

第2条 運営の方針

1. 事業所が実施する事業は、利用者が要介護状態若しくは要支援状態になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことによって、利用者の心身機能の維持回復を図り、生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
2. 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。
3. 事業の提供に当たっては、親切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービス提供方法などについて、理解しやすいように説明を行う。
4. 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域支援包括センター、地域の医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
5. 指定訪問看護の提供の終了に際しては、利用者またはその家族に適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業所へ情報の提供を行うものとする。

第3条 事業所の名称と所在地

1. 名称 リハビリ訪問看護ステーションこかげ
2. 所在地 千葉県鎌ケ谷市北中沢 3-4-51 コロニーB5

第4条 職員の職種、員数及び職務の内容

1. 管理者 看護師 1人

管理者は、主治医の指示に基づき適切な指定訪問看護[指定介護予防訪問看護]が行われるよう必要な管理及び従業者の管理を一元的に行うとともに、法令などの規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

2. 看護職員

看護師 2人

准看護師 0人

看護職員は、主治医の指示による指定訪問看護[指定介護予防訪問看護]計画に基づき指定訪問看護[指定介護予防訪問看護]に当たる。

3. 理学療法士 3人

理学療法士は、主治医の指示による指定訪問看護[指定介護予防訪問看護]計画に基づき身体機能の維持等に必要なりハビリテーションを実施する。ただし、必要に応じて雇用するものとする。

第5条 営業日及び営業時間

1. 営業日 月曜日から金曜日で営業。
但し、12月28日から1月3日までを除く。
2. 営業時間 9:00 から 18:00
3. サービス提供時間 9:00 から 18:00
4. 上記の営業日、営業時間のほか、電話などにより 24 時間常時連絡が可能な体制とする。

第6条 サービスの提供方法及び内容

1. 訪問看護計画書の作成及び利用者またはその家族への説明。
 - ① 病状・障害の観察
 - ② 清拭・洗髪などによる清潔の保持
 - ③ 食事及び排泄など日常生活の世話
 - ④ 床ずれの予防・処置
 - ⑤ リハビリテーション
 - ⑥ ターミナルケア
 - ⑦ 認知症患者の看護
 - ⑧ 療養生活や介護方法の指導
 - ⑨ カテーテルなどの管理
 - ⑩ その他医師の指示による医療処置
2. 訪問看護計画書に基づく指定訪問看護[指定介護予防訪問看護]
3. 訪問看護報告書の作成。

第7条 事業における利用料その他の費用

1. 指定訪問看護[指定介護予防訪問看護]を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護[指定介護予防訪問看護]が法定代理受領サービスである時は、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。
2. 法定代理受領以外の利用料については、厚生労働大臣が定める基準の額とする。
3. 事業所は、前2項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けることができる。
 - ① 交通費
 - A) 事業所から片道5キロメートル以上 1Kmにつき15円
4. 事業所は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者による同意を文書により得るものとする。

第8条 通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域は、鎌ヶ谷市、松戸市、白井市、柏市、船橋市、市川市の区域とする。

第9条 緊急時における対応方法

1. 利用者の身体の変急に対しては、応急処置などの必要な対応を行い、速やかに主治医へ報告し、その指示に従う。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送などの必要な措置を講じるものとする。
2. 利用者に対する指定訪問看護[指定介護予防訪問看護]の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅ご支援事業者などに連絡するとともに必要な措置を講じるものとする。

第10条 衛生管理など

1. 事業所は、職員に対し清潔保持の徹底を図り受診を促すなど、健康管理に留意する。
2. 事業所は、使用する物品の清潔保持に努め、定期的消毒を施すなど衛生管理に留意する。

第11条 個人情報の保護

事業所は、業務上知り得た利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に

関する法律」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。又職員はその職を離れた後においても業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏洩してはならない。

第12条 苦情対策

事業所は、苦情窓口を設置し、提供した当該事業に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応する。

第13条 損害賠償

事業所は事業提供によって利用者に賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

第14条 サービス利用にあたっての留意事項

1. 事業所の従業者に、その同居の家族である利用者に対する指定訪問看護[指定介護予防訪問看護]の提供をさせないものとする。
2. 事業所は、指定訪問看護[指定介護予防訪問看護]に関する諸記録を整備し、次に掲げる起算日から5年間保存するものとする。
 - ① サービス開始時における主事的意思による主治医の文章については、そのサービスを提供した日
 - ② 訪問看護計画書については、計画の完了日
 - ③ 訪問看護報告書については、そのサービスを提供した日
 - ④ 提供した具体的なサービスの内容等の記録については、そのサービスを提供した日
 - ⑤ 利用者に関する市町村への通知に係る記録については、通知の日
 - ⑥ 駆除の内容などの記録については、そのサービスを提供した日
 - ⑦ 事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録については、そのサービスを提供した日。
3. 利用者は、事業所や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動などを行ってはならない。

第15条 虐待・身体拘束の禁止規定。

1. 利用者、または他の利用者の生命・身体を保護する為の緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行ってはならない。
2. 身体拘束を行う場合、その態様、時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

3. 従業者に対し、虐待防止の研修を定期的実施する。
4. 前号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

第16条 業務継続計画（BCP）の策定に関する事項

1. 事業所は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、非常時体制で早期の業務再開を図る為の計画を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。
2. 事業所は従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
3. 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第17条 感染症対策について

1. 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、措置を講じるものとする。
2. 事業所における感染症の予防、及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6か月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
3. 事業所における感染者の予防、及びまん延防止のための指針を整備する。
4. 事業所において従業者に対し、感染症の予防、及びまん延防止のための研修、及び訓練を定期的実施する。

第18条 従業者の就業環境の確保について(ハラスメントの防止)

1. 事業所は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動、又は優越的関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境を害されること、又はハラスメント行為に当たるものを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

第19条 その他の運営についての留意事項

事業所は、介護支援専門員の質的向上を図るための研修の機会を次の設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後3か月以内。
- ② 継続研修 年1回。

第20条 その他の運営についての留意事項

事業所は、職員の質の向上を図るための研修を次の通り設けるものとし、又業務の体制を整備する。

1. 採用時研修 採用後 1 カ月以内
2. 継続研修 年 2 回以上

この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は、株式会社こかげの代表者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付則

この規定は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。(令和 6 年 4 月 1 日から虐待・身体拘束の禁止規定、業務継続計画（BCP）の策定に関する事項、感染症対策について、従業者の就業環境の確保について(ハラスメントの防止)の追加)